

生徒のきまり

高石市立高石中学校

第1章 きまりの目的

第1条 生徒が基本的な生活習慣・マナーを身につけ、主体的に参加できるという観点から必要な事項を定めたものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 始業及び下校時間について

予鈴 8時25分 本鈴 8時30分

一般下校 4月～3月・・・17時00分

クラブ下校 11・12月・1月・・・17時30分 2月～10月・・・18時00分

第3条 遅刻

8:30 分に教室で確認をする。一時帰宅は安全上認めていない。

第4条 服装

1 学校が定める制服を正しく着用すること。(R5 より、移行期間は設けない)

(1) ブレザー・長袖ニットシャツ・半袖ポロシャツ

ズボン・スカート・キュロットスカート

リボン・ネクタイの着用は、年間を通して生徒判断とする。

ただし、式典時は必ず着用する。

(2) 年間を通して、黒、紺色ブイネックセーターの着用は可とする。

ブイネックセーターについては無地(ライン等不可)が望ましいがワンポイントについては胸部のみとする。形状については長袖のみでベストやカーディガンは認めない。(ベストについては、検討中)

2 名札

指定の名札を左胸につける。(校内のみ)

3 靴

ひも靴運動靴。色は自由

4 靴下

黒・紺・白を基調としたもので、ワンポイントがついているものも可。

タイツについても黒・紺・茶系統のものとする。

- 5 カバン
自由とする
- 6 防寒着(11月頃～3月)
基本的に自由とする。
登下校のみ着用可能とし、校内での着用は認めない。
管理については、自己責任とする。
- 第5条 頭髪
(1)脱色・染色・パーマは認められない。
(2)髪のゴムやピンについては黒・紺・茶を基調としたものとする。
- 第6条 装飾品
全て認めない。
- 第7条 自転車通学
ケガなど特別な理由で、保護者からの申し出がない限り認めない。
- 第8条 その他
携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチを校内に持ち込まないこと。
- 第2章 校外での生活に関すること
- 第9条 保護者の許可がある場合又は保護者同伴である場合以外は繁華街や大型ショッピングセンターへの出入りの際は気をつける。
- 第10条 映画その他興行物の観覧は保護者同伴又は保護者の指導を受けること。
- 第4章 改定について
- 11条 このきまりを改定する場合は、校則検討委員会で改定し運営していくものとする。